

答 申 第 3 号

平成 19 年 6 月 27 日

松阪市長 下 村 猛 様

松阪市個人情報保護審査会

会長 牧 戸 哲

個人情報の取扱いに関する諮問について（答申）

諮問のあった下記の事項について、別紙のとおり答申します。

記

- 1．松阪市個人情報保護条例第 7 条第 2 項第 7 号及び第 3 項の規定により、審査会の意見を聴くこととされている事項
- 2．松阪市個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 7 号及び第 3 項の規定により、審査会の意見を聴くこととされている事項
- 3．松阪市個人情報保護条例第 9 条第 2 項の規定により、審査会の意見を聴くこととされている事項

審査会開催日

平成 19 年 3 月 22 日 第 4 回松阪市個人情報保護審査会

答 申

審 査 案 件	後期高齢者医療制度に関する個人情報について、障害の等級、税情報等の本人以外からの収集及び三重県後期高齢者医療広域連合への外部提供、並びにオンライン結合について
審 査 会 の 意 見	<ol style="list-style-type: none"> 1．本人の便宜や手続きの簡素化が図れると認められることから、本人からの収集の原則の適用を除外することが適当であると認める。ただし、個人情報の本人からの収集を原則とする条例の趣旨を踏まえ、本人以外から収集する個人情報の範囲やその必要性を十分に検討し、事務に必要な範囲で最小限の収集とすることが望まれる。 2．本人以外から個人情報を収集した旨の本人への通知は要しないものと認める。 3．当該事務の手續上必要であり、個人情報の外部提供に関する制限の原則の適用を除外することが適当であると認める。ただし、外部提供を原則として禁止する条例の趣旨を踏まえ、外部提供をする必要性やその範囲を十分に検討し、必要以上の個人情報が外部に提供されることのないよう慎重に対応するとともに、個人の権利利益を侵害することのないよう特段の配慮が望まれる。 4．個人情報を提供した場合の本人への通知は要しないものと認める。 5．当該事務の手續上必要であり、オンライン結合による提供の制限の原則の適用を除外することが適当であると認める。ただし、オンライン結合による実施機関以外のものへの提供を原則禁止する条例の趣旨を踏まえ、オンライン結合による提供の必要性やその範囲を十分検討し、必要以上の個人情報が外部に提供されることのないよう慎重に対応するとともに、個人の権利利益を侵害することのないよう特段の配慮が望まれる。
審 査 内 容	本件は、後期高齢者医療制度の趣旨に鑑み、利用目的に公益上の必要があると認められ、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められることから上記のとおり意見を取りまとめた。
審 査 日	平成 19 年 3 月 22 日（木）
個人情報取扱事務 の 名 称	後期高齢者医療制度
収集・提供・結合 する個人情報の項目	収 集 障害の等級、税情報、介護保険加入状況、診療報酬明細書 提供及び結合 氏名、性別、生年月日、住所、世帯情報、障害の等級、 口座番号、税情報、納税状況
収集・提供・結合先	収 集 先 福祉課、市民税課、介護高齢課、各医療機関、 三重県国民健康保険団体連合会、 三重県社会保険診療報酬支払基金 提供及び結合先 三重県後期高齢者医療広域連合
事 務 の 目 的	後期高齢者の健康保持と適切な医療を図る
所 管 課（ 室 ） 等	保健部 保険年金課